



平成19年11月22日 開会

平成19年11月22日 閉会

平成19年11月臨時会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成19年11月臨時会会議録目次

広域連合議会臨時会の招集について	1
議案の送付について	2
議案の送付について	3
臨時広域連合議会運営予定表	4
議 事 日 程	5
会議に付した事件	5
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した書記	6
開 会 宣 言	7
日程第1 議席の指定について	7
日程第2 会議録署名議員の指名について	7
日程第3 会期の決定について	7
日程第4 議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度岡山 県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」	8
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	8
採 決	9
日程第5 議案第42号「平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第3号）」	9
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	9
・ 1番 田辺 昭夫君（質疑）	10
事務局長 猶村 勲君	11
・ 1番 田辺 昭夫君（質疑）	12
事務局長 猶村 勲君	12
・ 1番 田辺 昭夫君（質疑）	12
事務局長 猶村 勲君	12
採 決	13
日程第6 議案第43号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条 例」	13
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	13
・ 1番 田辺 昭夫君（質疑）	14
事務局長 猶村 勲君	17
・ 1番 田辺 昭夫君（質疑）	19
事務局長 猶村 勲君	20
事務局長 猶村 勲君	21
・ 1番 田辺 昭夫君（質疑）	21
事務局長 猶村 勲君	22

事務局長	猶村	勲君	2 2
事務局長	猶村	勲君	2 3
・ 1 番	田辺	昭夫君 (討論)	2 4
採	決		2 4
日程第 7	議案第 4 4 号	「監査委員の選任について」	2 5
	広域連合長	井手 紘一郎君 (提案説明)	2 5
採	決		2 6
閉 会 宣 言			2 6
議案質疑通告一覧表			2 7
会議録署名議員			2 8

岡 広 総 第 2 5 8 号
平成19年11月12日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井 手 紘 一 郎

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の招集について

このことについて、別紙岡山県後期高齢者医療広域連合告示第15号の写しを添えてお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第15号
平成19年11月12日

平成19年11月22日（木曜日）午後1時30分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井 手 紘 一 郎

付議事件

- 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号））
- 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
- 監査委員の選任について

岡 広 総 第 2 5 9 号
平成19年11月12日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井 手 紘 一 郎

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号））
- 議案第42号 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 議案第43号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

岡 広 総 第 2 7 1 号
平成19年11月22日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 井 手 紘 一 郎

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

議案第44号 監査委員の選任について

平成19年11月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
(会期 1日間)

11月臨時広域連合議会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
11月22日	(木)	午後1時00分	全員協議会	
		午後1時30分	本 会 議	議席の指定について 会議録署名議員の指名につ いて 会期の決定について 議案の上程・採決

議 事 日 程 (第 1 号)

平成19年11月22日(木) 午後1時30分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)) (上程・採決)
第 5	議案第42号 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号) (上程・採決)
第 6	議案第43号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 (上程・採決)
第 7	議案第44号 監査委員の選任について (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	田 辺 昭 夫	出席		9	石 垣 正 夫	出席	
2	中 村 勝 行	〃		10	立 岡 脩 二	〃	
3	宮 武 博	欠席		11	古 市 健 三	〃	早退
4	伊 達 嚴 男	出席		12	奥 村 忠 夫	〃	
5	平 野 敏 弘	〃		13	佐 藤 友 彦	〃	
6	西 山 宣 治	〃		14	道 上 正 寿	〃	
7	秋 岡 毅	欠席		15	山 野 通 彦	〃	
8	荒 嶋 龍 一	出席					

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広 域 連 合 長	井 手 紘 一 郎	業 務 課 資 格 管 理 班 長	山 根 啓 史
副 広 域 連 合 長	重 森 計 己	業 務 課 保 険 料 班 長	小 野 英 樹
副 広 域 連 合 長	高 木 直 矢	業 務 課 給 付 班 長	内 田 浩
事 務 局 長	猶 村 勲	業 務 課 保 険 料 班 主 任	泉 靖 司
総 務 課 長	池 田 敏 雄	業 務 課 保 険 料 班 主 任	森 田 健 治
業 務 課 長	清 水 嘉 浩		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書 記 長	梅 田 裕 之	書 記	上 井 勉
書 記	今 井 耕 太	書 記	垣 内 学
書 記	吉 山 慎 一	書 記	岡 田 佳 昌

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○議長（中村 勝行君）

失礼いたします。

本日、平成19年11月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が招集されましたところ、皆様方には大変御多用のところ御参集いただき、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。秋岡議員、並びに宮武議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成19年11月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 議席の指定について

○議長（中村 勝行君）

日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、今回当選されました道上正寿議員の議席は14番に指定いたします。

議席一覧表

1	田 辺 昭 夫	9	石 垣 正 夫
2	中 村 勝 行	10	立 岡 脩 二
3	宮 武 博	11	古 市 健 三
4	伊 達 嚴 男	12	奥 村 忠 夫
5	平 野 敏 弘	13	佐 藤 友 彦
6	西 山 宣 治	14	道 上 正 寿
7	秋 岡 毅	15	山 野 通 彦
8	荒 嶋 龍 一		

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（中村 勝行君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、石垣正夫議員、10番、立岡脩二議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（中村 勝行君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第4、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

ただいま上程になりました、議案第41号、補正予算（第2号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

補正予算（第2号）は、10月15日告示、29日執行の広域連合長選挙に係る経費を10月1日に専決処分したものでございます。

1ページをお開きいただければと思います。

平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,125万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところですが、内容につきましては、説明書の方で御説明いたします。

最後になります6ページをお願いいたします。

歳入は、6款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4万円です。

歳出は、2款総務費、2項選挙費、3目連合長選挙費、11節需用費、消耗品費1万円、12節役務費、通信運搬費3万円でございます。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第41号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 41 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

別に質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 41 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 5 議案第 42 号「平成 19 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 5、議案第 42 号「平成 19 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

ただいま上程になりました、議案第 42 号、補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、平成 20 年 4 月からの制度開始に向けて、具体的に被保険者の方に対して被保険者証を発行すること、及び事前に周知のためのチラシを送付するための経費の予算をお願いするものでございます。

1 ページをお開きください。

平成 19 年度岡山県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,613 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,738 万 4,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところですが、内容につきましては、説明書の方で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入は、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目事務費負担金3,413万4,000円。6款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金200万円です。

歳出は、3款民生費、1項、1目老人福祉費で、補正前の額1,085万3,000円、補正額3,613万4,000円、合計4,698万7,000円となります。

11節需用費、消耗品費は、被保険者への制度ガイド冊子及び事前チラシの購入費で397万6,000円。それから、印刷製本費31万5,000円は、いろいろな申請に用いるための封筒の経費。それから、12節、通信運搬費1,774万5,000円は、事前チラシの送付に要する経費。委託料のうち、1,102万9,000円は被保険者証の印刷及び封入封緘の作成業務委託でございます。で、下の折込委託料306万9,000円は、6月に行いました新聞折り込み料に相当するものでございまして、流用戻しをするための補正でございます。

7ページの負担金市町村別明細は、この補正に伴う計算上の負担額でございます。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第42号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第42号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

田辺昭夫です。議案第42号、一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

予算案では、歳出で、民生費、老人福祉費として3,600万円余りが計上されておりますけれども、その中で、消耗品費として397万6,000円が計上されておりますけれども、その内容についてはどのようなものでしょうか。

先ほどの説明では、制度の内容についてのガイド冊子とか説明チラシ、こういうものを配布する、市民への広報ということで作成をするというふうに御説明があったわけですが、どのようなものを作成されようとしているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

今年6月に広域連合が作りましたこの冊子、新聞折り込みをされているわけでありませけれども、ほとんどの方がこれを見られていないという現状があります。私もいろんな方にお聞きをしますが、ほとんど見られていない、理解されていないという現状があります。配布の方法、それから内容についても、これは業者に委託して、ほとんど全国同じものをつくっているようにお聞きをしておりますが、岡山県独自の、やはり、ものが必要だ

というふうに思います。この後期高齢者の制度については、さまざまな御意見や不安の声が出されているわけでありまして、その声にきちっとこたえるような内容のチラシが必要だというふうに思います。

例えば、今度の制度については、75歳以上の後期高齢者とあわせて、65歳以上の障害者の方もこの対象になります。その際に、後期高齢者に移行しないということ、後期高齢者に入らないということも選択肢の中にあるわけでありまして、今、障害者の方が、後期高齢者の方に移行したらいいのか、そのまま残ったらいいのかということで、大変不安に思っている方もいらっしゃいます。

そういう中で、例えば、岡山県の単県医療費公費負担制度がありますけれども、これが利用できるのかどうかというようなことも、不安として出されているわけです。

そういう一つ一つの不安に丁寧に答える内容にしなければ、一般的な内容ではいけないと、こういうふうに思いますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

また、私は8月議会で、後期高齢者や県民の意見がきちっと反映される仕組みづくり、これを求めました。その際、事務局長から、地域的な隔たりなく広く意見を聴取する方法として、抽出した人に対するアンケート調査を実施すると、こういう答弁があったわけがありますけれども、このアンケート調査の実施などの、いわゆる住民からの意見聴取、この費用はこの予算の中に含まれているのでしょうか、いないのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

ただいまの田辺議員の御質問に対してお答えいたします。

今回の予算につきましては、まず、チラシに岡山県独自のものをというお話でございますけれども、一般的な、まず制度概要と大きな枠、それと、それから凍結に伴います被扶養者に対する保険料、これの内容変更、それから岡山県広域連合の保険料率などを盛り込んだチラシ、これは製作というよりも製作したものを修正しながら、修正したものを購入するという形で、消耗品という形にさせていただいておりますけれども、これを被保険者の方に対して、前回は新聞折り込みという形で全戸配布を目指しておりましたが、被保険者の方が大体特定されますので、この方に個別に送付するという形で周知を図る予定でございます。

それから、単県制度の関連につきましては、現在まだ、単県制度自体、県の方で方向が決まっておきませんので、このチラシを送付する時期に間に合うかどうか、この辺はちょっと確約ができないところでございます。

それから、制度ガイド冊子は、これは施行時までには被保険者の方に証あるいは証ケースと同封して郵送することにしております。

それから、県下全域の被保険者の方からの意見聴取ということで、アンケート調査ということをお前回御答弁させていただきましたが、これも一つの方法として考えられるということでございまして、今年度は、アンケート調査そのものについての実施については計画していません。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

チラシについては、対象者に個別に送付するということについては、そのようにしていただきたいと思いますが、内容については、先ほど申し上げたように、岡山県独自の問題があるわけですから、そこをきちっと、やっぱり盛り込んだ内容にしていいただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、アンケート調査については、これは、これ議事録、きょう配られている8月の議会で、局長みずからがこのようなことを言っている。私が、この制度については住民の意見がほとんど反映されていないと、聞かれてないと、そういう仕組みをつくるべきだと申し上げたときに、局長は答弁の中で、局長は、地域的な隔たりなく広く意見を聴取する方法といたしましては、抽出した人に対するアンケート調査、こういったものも実施していければと考えていますということで、明確に述べているではないですか。そうでしょう。

みずからが答弁しておくことに対して責任を持っていただかなかつたら、それはいけませんよ。それを今になって実施をする考えがないというのは、これは承服できません。

どうするのですか、再度答弁をお願いします。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

確かにアンケート調査を実施したいということで申し上げましたが、今年度は、アンケート調査は、今年度のこの予算につきましては、アンケート調査を盛り込んでおりません。

○議長（中村 勝行君）

田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

そうすると、今後については、そのアンケート調査について実施する方向についてはどうされるのでしょうか、今後。この予算には入っていないけれども、後はどうされますか。

答弁に沿って実施をされるというふうに御答弁いただきたいと思います。

もうこれが最後の最後ですから明確に。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

今後機会を見まして、アンケート調査は実施していきたいというように考えております。

○議長（中村 勝行君）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。
これより、議案第 42 号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 6 議案第 43 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後 期高齢者医療に関する条例」

○議長（中村 勝行君）

次は、日程第 6、議案第 43 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。
事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第 43 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」について御
説明いたします。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律及び同法の政省令や大臣告示に基づき、
平成 20 年 4 月 1 日から施行する後期高齢者医療制度に関して、岡山県後期高齢者医療広域
連合として、保険料の算定、賦課、減免、葬祭費等について規定するものでございます。

2 枚目の条例本文を見ていただければというふうに思います。

第 2 条で葬祭費を 5 万円とすること、第 3 条で保健事業を行うことを定めてございます。

第 4 条から第 15 条までにおきましては、保険料の算定、賦課に関する事項を定めており
ます。保険料率は 2 年間、ただいまですと 20 年度、21 年度ですが、安定した財政運営を
確保することを見込んだ額とするもので、療養給付費、療養給付等などに要する費用の見
込額から、国、県、市町村の負担金あるいは交付金などの収入の見込額を差し引いて得た
収納必要額、及び予定収納率を勘案して、賦課総額を決定いたします。

第 12 条で、特定期間、この 2 年間のことですが、の保険料の賦課総額を計算するため
に用いる費用と収入の項目、これを列挙いたしております。また、算定式を規定いたして
おります。被保険者への賦課額は、被保険者の負担能力に応じて所得割と、全員が負担する
被保険者均等割の合計額といたしますけれども、第 10 条で賦課限度額を 50 万円とした上
で、4 条から 6 条において、被保険者に対する賦課額の計算方法を規定しております。さ
らに第 7 条で、広域連合区域内は均一の保険料ということにいたしております。

以上の方法に基づきまして算定した結果、具体的な数値として、第8条で所得割率を7.89%、第9条で均等割額を4万3,500円と定めております。

ただし、先ほど均一というふうに申し上げましたが、附則の第4条と5条におきまして、西粟倉村では、6年間は特例として不均一とすることを規定いたしております。これは、法の附則の第14条第1項に基づきまして、15年度からの3カ年の1人当たり老人医療費が県内市町村の平均よりも20%以上低い市町村だけに適用されるものでございます。

第14条では、所得の低い者に係る減額について定めてございます。所得に関して基準を超えない世帯の被保険者に対しては、均等割額を7割または5割、もしくは2割減額する制度でございます。

第15条と附則第7条で、被扶養者であった被保険者に対する減額規定を定めています。この被扶養者であった被保険者につきましては、資格取得後2年間は5割減額とし、20年度に限り、9月までは全額、10月以降は9割減額するものでございます。

また、第17条及び18条で、納付が困難となった理由のある者に係る徴収猶予または減免の規定を設けております。猶予または減免の理由といたしまして、災害により住宅等財産に著しい損害を受けたこと、世帯主が死亡または長期入院により収入が著しく減少したこと、あるいは事業の休廃止、事業上での著しい損失、失業等により収入が著しく減少したこと、及びこれらに類する事情がある場合を定めています。

22条から26条には、資格取得または喪失の届け出、保険証の返還命令、あるいは被保険者調査、虚偽による徴収免除に関しての罰則規定を設けてございます。

以上で、議案第43号の提案理由説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第43号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第43号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

失礼いたします。田辺昭夫です。

議案第43号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」について質疑を行います。

この条例は、岡山県における後期高齢者医療制度の根幹にかかわる重要な内容を持った条例であります。以下、4点にわたってお尋ねをいたします。

まず、条例第1条に関してであります。第1条では、条例の趣旨について、後期高齢者

医療について必要事項を定める、このように規定をされておりますけれども、全体を見ても、後期高齢者医療制度について必要な、本来定める必要があるものについて定められていないのではないかとということでもあります。

一つ目は、岡山県広域連合における後期高齢者医療制度を円滑に運営するための運営協議会、この規定がないということでもあります。

御存じのように、国民健康保険は国保運営協議会、介護保険の場合には介護保険適正運営協議会、これが条例上、各市町村の中で定められていらっしゃるわけでありまして、しかし、今回提案されている条例には、こうした運営協議会の規定はありません。

7月の定例会の私の一般質問に対して、事務局長は、岡山県医療費適正化推進協議会、こういうものが開催されるので、運営協議会は考えていないかのような御答弁があったわけでありまして、この運営協議会は、この広域連合をどのように運営していくかという重大な協議会でありまして、これが無いというのは、私は問題があるというふうに思うわけでありまして、県民の声、とりわけ医療関係者、学識経験者、それから被保険者代表など、関係者の意見が反映される仕組みづくり、そのためにも運営協議会がどうしても必要だと、これは条例に規定すべきだと、このように考えますが、答弁を求めるものであります。

次に、一部負担金の減免規定についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律第69条では、一部負担金の減免について、次のように定めております。後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別な事情がある被保険者であつて、保険医療機関等に第67条第1項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対して、一部負担金を減額すること、一部負担金の支払いを免除すること、その徴収を猶予することができること、このように法律では規定をされております。しかし、これは「できる」という規定でありまして、義務規定ではありません。

そこで、岡山県広域連合として、この一部負担金減免はどのようにされるのか。

医療費の負担が困難な場合の減免制度はぜひとも必要でありまして、条例上もその規定はすべきだと、このように考えるわけですが、答弁を求めるものであります。

次に、第3条、保健事業に関してお尋ねをいたします。

条例では、広域連合は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うとしておりまして、広域連合として、健康診査事業を行うということを明記されております。

そこでまず、広域連合としてこの健診事業についてどのように進めていくのか、基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思っております。また、健診内容、さらに健診にかかわる契約単価は幾らと想定をしているのか、お示しをいただきたいと思っております。

10月29日に行われた市町村担当者会議の資料によりますと、健診の実施主体は市町村で、広域連合がその費用の一部を補助すると、こういうことになっているわけでありまして。個別方式の場合には、国、県、広域連合がそれぞれ1,110円ずつ負担し、補助単価は3,300円であります。残りを市町村と本人に負担をさせようというものであります。最大の問題は、個人負担を課税世帯3割、非課税世帯1割としていることでもあります。

仮に、現在の基本健康診査、倉敷市で言いますと、契約単価が1万900円だと思っておりますけれども、これで考えますと、約3,000円以上の自己負担が生じることになります。で、御

存じのように、70歳以上の基本健康診査は、現在は無料になっているわけでありませう。それでも、無料でも受診率は50%に至らない。こういう状況を考えるならば、自己負担を徴収することによって受診率が限りなく低下する、そして住民サービスが低下する、こういうことが考えられるわけでありませう。

この自己負担額については、市町村がより多く負担をすれば個人負担は少なくできると、このように説明をされていますけれども、これでは市町村によって健診料金に差が出てくることになると思うわけでありませう。

そもそも、広域連合の保険料は、西粟倉村を除き均一料金としておきながら、健診料金は市町村ばらばらというのは、私は筋が通らない話だと、このように思うわけでありませう。

インターネットでいろいろと調べてみまして、全国の後期高齢者の広域連合、健診事業をどのようにやっているのかというのを調べてみましたが、広域連合として費用負担を取らない、つまり、費用負担をゼロにしている広域連合が18あります。また、500円ないし600円、こういう広域連合もあります。岡山県の場合には、3割、1割ということで、この私が調べた中では、全国で一番高い自己負担を強いるということになっているわけでありませう。私は、これは、国がこういう基準を定めているようでありませうけれども、まさに広域連合のやり方は国基準そのまま、国の言いなりのやり方ではないかというふうに思うわけでありませうして、これはぜひ、広域連合として無料とする、そのようにすべきだと、このように思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、保険料についてお尋ねをいたします。

条例では、保険料の所得割率を100分の7.89とすること、均等割を4万3,500円とすることとしております。これによって、単純平均で年額8万443円、月額6,703円が保険料となります。介護保険料とあわせれば、これ、単純平均でありますけれども、月1万円の保険料が年金から差し引かれると、こういうことになっているわけでありませう。

現在払っている保険料との比較というのは、市町村ごと、また、入っておられる保険の保険料の違いによって、随分大きな差があるわけでありませうけれども、例えば、倉敷市の場合で言いますと、現在の国保料との比較で、引き下がる世帯もある一方で、最大年間7万円から8万円引き上がる世帯もあるわけでありませう。

また、一定期間凍結というものがありますけれども、これまで社会保険の扶養で保険料負担のなかった高齢者にも新たな負担が生じてまいります。そして、2年間は現行保険料であっても、その後は自動的に保険料が引き上がる仕組みができていることも考えると、高齢者の負担は相当なものになるわけでありませう。

昨年10月から11月に、全日本民主医療機関連合会が在宅で暮らす全国2万人の高齢者を対象に実施した高齢者医療・介護・生活実態調査では、格差社会の拡大と貧困化が進み、社会保障制度の改悪、後退によって、高齢者の健康や医療、介護を含む厳しい生活実態が明らかになっております。例えば、高齢者本人の月収入10万円未満が4割に上ること。ここ四、五年の暮らし向きは、やや苦しくなった、大変苦しくなったと、こういうように答えた方が42.7%。医療、介護の支払いに対する負担感は、45.9%が、とても負担、やや負担と答えております。岡山県の高齢者の方も、約900人の方がこの調査にお答えになっておるようでありませうけれども、同様の結果が出ているわけでありませう。まさに、高齢者にとっては、これ以上の負担はもう限界にきていると思います。したがって、この保険料を

でき得る限り軽減する努力が求められていると思うのであります。

御案内のように、広域連合は独自の財源を持っておりません。したがって、保険料の軽減を図るためには、新たな財源投入を求めていかなければならないということは言うまでもありません。それで、その方法として、都道府県、市町村の補助金を活用することが考えられます。

高齢者の医療の確保に関する法律第 103 条では、都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療に要する費用に対し、補助金を交付し、また、貸付金を貸し付けることができると、補助金の規定をしております。これは、保健事業、葬祭費への公費助成を想定したものとされておりまして、補助金の使途については、厚生労働省は明らかにしておりません。明快な規定をしております。したがって、保険料の軽減にこの補助金を活用することは可能であります。

そこでお尋ねいたしますが、高齢者の負担を軽減するという立場で、岡山県に補助金の交付を働きかけたことがあるのでしょうか。そして、今後働きかけるお考えがあるのか、お尋ねいたします。

また、東京都の広域連合では、保険料を軽減するために、市区町村からの審査支払手数料を徴収するという方式を採用いたしました。岡山県広域連合においては、このような方式を検討されたことがあるのか、今後その考えがあるのか、お尋ねをいたします。

さらに、市町村が単独事業として、住民の後期高齢者医療の保険料を市町村独自に軽減することも法的にはできる、このように考えられますが、その点について見解を求めます。

最後に、保険料の減免規定についてお尋ねをいたします。

先ほど御説明があったように、条例第 18 条では、保険料の減免の規定が定められています。災害、また本人の入院、障害、死亡、そういうことで収入が著しく減少した場合、また失業など、そういうことによつての所得の減少、こういう場合に、また、それに類する場合に適用されるようになっております。そこで、具体的な軽減基準はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

市町村の国民健康保険でも、細かく減免規定が定められております。例えば、倉敷市では、国民健康保険条例施行規則で減免決定の基準を定めていますが、そこでは、1カ月の収入見込み額を市が定めた減免基準で除した算定係数に基づいて、1割から10割までの減免を行っております。また、現行保険料と比較して著しく増額になる世帯に対しては、特別減額措置の導入も必要と考えますが、いかがでしょうか。見解をお尋ねいたします。

以上、高齢者の負担をでき得る限り軽減するという立場で、広域連合の努力を期待いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

ただいまの田辺議員の質疑に対しまして、順次御答弁させていただきます。

まず、運営協議会、これを条例上定めるべきだということでございます。

国保につきましては、国保法の中に運営協議会を設けることが、条例上規定することが、法律上規定されておりますが、この確保法についてはその規定がないということから、この高齢者医療に関する条例に関して、運営協議会の規定は設けておりません。

なお、広域連合の業務につきましては、先ほどから申し上げておりますように、この確保法及び政省令に基づいて、制度化された枠組みの中で行っていくという原則でございます。

で、現在、広域連合の事務、運営につきましては、各市町村担当者の、担当職員で構成しております部会、あるいは部・課長、そういった会議を通じまして、懸案事案については協議、審議をしていただいております。

これらの会議につきましては、地域住民という方と現場で日常的に接しておられる職員の方でございますので、住民の立場に立ったさまざまな意見、要望等を出していただいております。

それから、医療提供者、あるいは学識者といった方との意見交換については、またこれは機会を見て相談、あるいは協議という形で進めていきたいというふうに思います。

次に、一部負担金の減免規定につきましては、この岡山県後期高齢者医療広域連合におきましても、被保険者に厚生労働省令に定める特別な事情がある場合、連合内の統一の基準を設け、一部負担金の減免を行うこととしておりまして、今後規則を定めてまいりたいというふうに考えております。

それから、保健事業の基本的な考え方でございますが、今までの枠組みの中で、保健事業にかかわる経費、原則として保険料で賄うという形になっております。保健事業の実施に当たりましては、費用対効果ということで、必要最小限度の事業を実施すべきであるというふうに考えておりまして、現在、老人保健法に基づく事業、あるいは介護保険法に基づく生活機能評価、こういったものは市町村がやっていただいておりますということから、実施主体としては市町村の方が適当であって、効率的にできるのではないかとというふうに考えておりまして、その費用を一部助成する方式をとらせていただいているということでございます。

それから、健診内容につきましては、一般の国保等で行われます特定健診、これに準じた形でやっていこうというふうに考えておりまして、それから、契約単価の想定額でございますけれども、現在、市町村の方で医療機関等々との交渉、協議等が行われているところでございますが、集団方式の方で4,000円から5,000円、これは市町村によって当然違います。それから、個別においては1万円前後というところが想定されているところでございます。

それで、個人負担がない、個人負担をなくすべきだという御趣旨のお言葉だろうと思っておりますけれども、先ほどから申し上げておりますが、保健事業につきましては、原則として保険料で賄う形というのが、経費の中で想定されております。で、それに基づきまして、保険料の算定も、現在させていただいているところでございます。

それで、県内におきまして、先ほど申し上げましたが、統一単価的なことの動きもございましたけれども、実際にはその地域、あるいは医療機関等の交渉で、なかなか難しいところがあるということで、国の補助及び県の補助に準じた形で、広域連合としても、その補助金を、補助負担をしようとするところでございます。

それから、保険料の軽減のために県に要望したかということでございますが、保険料そのものの軽減のために県の方に要望はしてございません。先ほども申し上げましたけれども、保険料を算定する上で、保健事業に要する経費、これはその公式の中に入れてござい

ますので、それに充当する形で県の補助金をいただくということで、2年間ですが、1億5,000万円ほど県の方をお願いをいたしております。で、結果的には、保健事業に充当しますけれども、結果的には保険料の軽減にも役立つといえますか、それにかかわってきているというふうに考えております。

それから、市町村独自の軽減のための措置ということは可能かということですが、法令上、市町村独自の政策判断に基づきまして、保険料の軽減を行うことを妨げるものはないというふうに聞いております。

それから、保険料の減免につきまして、具体的な減免基準につきましては現在検討を行っている段階でございますけれども、基本的な考え方といたしまして、災害減免については災害減免法による所得税軽減免除要件を参考に、それから、収入の急激な減少による生活困窮減免につきましては、県下各市町村、国保減免基準のうち平均的な基準を参考に、広域連合内統一の減免基準を規則、または規程で設ける予定でございます。

それから、特別な減額制度というものについては、現在考えてございません。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

今、御答弁をいただいたのですが、納得いけるような答弁ではなかったと思います。

で、私が、なぜ運営協議会にこだわっているのかということなのですが、各県の運営協議会の資料をいっぱい見させていただきますと、先ほどの健診の問題、それから、例えば保険料の不均一賦課の問題なんかでも、20%のところ以上が西栗倉村ということで、そこだけは別にするということで岡山県が決められているわけですが、例えば長野県なんかでは、いろいろと議論をして、もう不均一は取らないと、そういう地域はなくす、ゼロだということを決めているわけです。この広域連合、運営協議会で議論をしているわけです。そういう議論をする場がこの場合は全然ないわけですよ、この議会しか、全然。結局、事務局で全部考えた案が進められていっているにすぎない。健診についても、健診を3割、1割というのは、一体だれが決めたのですか。

これは、長野県の運営協議会の資料で、これは第2回の資料、11月8日に開かれている資料で、健診について非常に明快に書いているのですね。これは議論を踏まえて、こういうふうに言っている。国は、個人負担額について、基本的には徴収するとかという考え方を示しています。しかし、現行の老人保健法における健康診査では、老人保健受給者については無料としており、制度改正によるサービス低下につながらないよう、また、個人負担額を徴収することにより受診の抑制とならないよう、平成20年度以降の後期高齢者の健康診査についても無料とし、その分も広域連合が負担することとします。

これは、そういう議論を踏まえて、ちゃんと広域連合として判断しているのですよ。私はこういう姿勢が必要だと。

もう国が言っている基準をそのまま、そのとおりにやっているというのであれば、何も広域連合の、こういう——どう言いますか、勝手に決めてしまったら後は議会が追認するだけになってしまうのではないですか。だから、きちっと、一つ一つの運営を協議する場が

必要だと。

この長野県だけではなく、まだいっぱいあるのですが、長野県では、その中にはちゃんと、メンバーの中には、老人クラブの代表だとか、民生委員代表だとか、医師会、それから歯科医師会、薬剤師会等々の代表だとか、社会福祉協議会の代表だとか、みんな入って協議をして運営していると。

私、調べたら、インターネットで検索しただけですから、ちょっとわかりませんが、運営協議会、または運営懇話会を置いているところはたくさんあるんですね。北海道、岩手、秋田、千葉、神奈川、長野、三重、滋賀、京都、中国で言うと、鳥取、広島、山口、ここもちゃんと運営協議会、または運営懇話会というものを置いて、運営をしていっているわけですよ。それから、佐賀、大分。これは、全部検索できていないのですけれども、検索でヒットしたところだけですが、これだけやっているわけですよ。

岡山県は何もしないというのは、私は、これは問題だと思いますので、これはぜひ検討していただきたいと、このように思いますが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

それから、保険料の減免については、今、検討中だということですが、特に低所得者の方についての減免というのは、非常に細かく、私はやる必要があると。

倉敷市の減免規定というのは、そういう意味では非常に細かくしておりまして、内容的にはいろいろな場合を想定しております。例えば、医療費とか介護費を支払った、多く支払っている人、入院については、もうこれは減免の対象にすると。いろんな細かい規定をしているわけです。そういうものが、各市町村持っていますので、そこをよく調査をしていただいて、岡山県でどういうものが必要なのかというものを、ぜひ決めていただきたい。このことをお願いしておきたいと思います。

それからあと、特に保健事業については、先ほどの、個別の場合1万円ぐらいを想定しているということですから、今の解釈でいけば、3割負担となるわけですから、3,000円の負担になるわけです。で、自治体の財政があるところは、では3,000円を、その分1,500円を自治体が負担して個人負担1,500円にするところがある。では、そうではないところは3,000円丸々取ると。同じ岡山県の中で、そういうことがいいのですかということをお願いしたい。

それから、今健診が無料でもなかなか健診を受ける人が少ないという状態の中で、健診料を取ることによって、これ、受診率、確実に下がりますよ。そういうことに対して広域連合はどう考えているのか、そんなことはもうどうでもいいというふうに思われているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

まず、運営協議会のことについてでございますが、各県、運営協議会で個別に必要な事項については協議されているというところでございます。岡山県については、その機会等を持ちませんでしたけれども、事務的には、広域連合の事務局が勝手に決めたという形ではなく、市町村との協議の上において、こういった形で進めさせていただいております。

この運営協議会の設置につきましては、また今後、検討はさせていただきます。

それから、一部負担金等の減免につきましてはの規定につきましては、今後とも、各市町村等の実情と、あるいはそういった実例等を見ながら、検討させていただきたいというふうに思います。

それから、保健事業につきましては、負担金を取ることによって受診率が下がる、これでもいいのかということですが、みずからの健康につきましてはみずからで律するところも必要かなというふうには思いますけれども、自己負担につきましては、その範囲内、3割、1割という範囲内ということで、下回る場合につきましては、広域連合、あるいは市町村が差額を負担するという形で考えている……

〔1番田辺昭夫君「「今、広域連合って言ったよ、自己負担で」と呼ぶ〕

○事務局長（猶村 勲君）

あっ、失礼しました。

失礼しました。差額につきましては、市町村が負担するようにお願いしたいというふうに考えております。

○議長（中村 勝行君）

田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

先ほど、今の答弁で、この内容については各市町村と協議をして進めてきたと言われましたが、一体どんな協議を進めてきたのでしょうか。

私は倉敷市ですけれども、倉敷市の担当者にいろいろ聞いても、まだ広域連合で何も決まらない、決まっていないからわからない、わからない、わからない、わからないといって、10月29日に出されたのがこれでしょう。これでやっと出てきて、健診の内容も全部、健診の3割、1割というのが出てきている。その間、では一体、どこで、だれと、どう協議してきたのですか。本来そういうものをきちっと運営協議会で積み上げて、積み上げて、議論して、初めてこういうものが出てくるのではないのですか。そういうことを怠っておいて、怠るからですね、もう、国の基準のまま、そのままに出しているという問題。

だからこれは、今からでも遅くありませんから、運営協議会というものはきちっと、まあ運営協議会になるのか懇話会になるのか、それは、名前は別にしても、やはり広く関係者の意見を聞いてこの事業を進めていくという、そういう体制はとるべきだということを再度求めておきたいと思います。

それから、健診については、これは今のお話ですと、とにかく広域連合として条例で——いいですか、市町村が実施するのですけれども、条例の第3条で、広域連合は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うものとする、条例で定めるわけでしょう。これは、実施主体は市町村であったとしても、これやるのは、事業は、広域連合の事業なのです——ねえ。

そうであるならば、なぜ、その市町村によって、それは、負担することは。その個人負担を減らそうと思えば市町村がやってくださいというね、そんな無責任なことになるのですか。

少なくとも、広域連合としては、この健診を本当にしっかりやっていくためには、無料にするということを原則にして、県内基本的には統一、基本的に無料と。それは、統一料

金ということでやっていかないと。それはもう、市町村が勝手にやるのだったらおやりなさいというのでは、何のために条例第3条で健康保持のための、増進のための必要な事業を行うものすると定めるのですか。ここはそんな無責任な対応ではいけないと。やはり広域連合としてきちっと、これについては高齢者の健康保持を図るという意味で、健診事業については無料ということ。

これは、市町村の皆さんが合意すればですね。当然言われたように、保険料にこれが重なってくるというのは、事実あります。しかし、岡山県の場合には県が補助をするという制度をしていますので、それを考えたら独自に、私は広域連合としてこれを無料にするということは不可能ではないというふうに思いますので、これについて再度御答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

10月29日に保険料算定のための資料を提出させていただきました。その以前につきましては、特に、特にといたしますか、保健事業につきましては資格給付部会におきまして、これ市町村からの担当者の、全員ではございませんけれども、構成しておる部会の方で検討させていただき、それぞれの意見を受けて決めていったという経緯がございます。

で、まあ実態上、9月初めに国の方の基準単価が示されたわけで、なかなか国の補助というものの実態もわからなかったところはございますけれども、均一的に保険料をいただくということでございますので、少なくとも集団健診と個別方式につきましては、同じ額を広域連合としては負担をさせていただきたいということで、御了解をいただいております。

まあ地域の実情といたしますか、今までのつながり、地域との医療機関等のつながり、あるいは、地域のいろいろな経緯の中で、健診のやり方、あるいは市町村の対応の仕方というのがさまざまであったと思います……

〔1番田辺昭夫君「健診料金は全部無料ですよ。何を言っているの、あんた。違やあせんで。70歳以上は無料だろうが」と呼ぶ〕

○事務局長（猶村 勲君）

あの、75歳以上の方の健診につきまして、今回新たに制度化されたわけでございますが、市町村の国保というところとの関係におきましても、それを調整する、あるいはバランスをとるというところも必要かと思えます。

で、広域連合におきましては、御存じの、先ほどおっしゃられました1,110円の国の単価プラスアルファで、広域連合としては各市町村に補助という形でさせていただきたいというふうに思います。

それから、条例の第3条で、保健事業につきまして、広域連合は必要な事業を行うものとするということですが、まあ健診事業以外のことにつきましては、これからその内容について検討し、実施していきたいというふうに思います。

〔1番田辺昭夫君「ちょっと今ではねえ。答弁になっていないのが、困るんですけどねえ。年、年に2回か3回しかない議会で、そんな答弁でどうして済むのですか、こ

の条例を決めるのに。もっと真剣に答弁をしてください」と呼ぶ]

○議長（中村 勝行君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 30 分 休憩

午後 2 時 46 分 再開

○議長（中村 勝行君）

それでは再開いたします。

事務局長より、再度答弁をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

失礼します。御答弁を補足ないし訂正させていただきます。

健診の負担金につきましては、本来受診した方としない方、これを区別する方法として、受益者負担の原則に基づくものだと考えております。

この負担金に関しましては、多くの市町村で政策的に無料としているところが多いところでございますが、これを保険料で賄うことは被保険者の負担増となります。今まで市町村の健診、あるいは国保等の関係の経緯もございますので、個々市町村の判断で御負担願いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 47 分 休憩

午後 2 時 50 分 再開

○議長（中村 勝行君）

再開いたします。

議案第 43 号について、これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、発言を許可いたします。

1 番、田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

1番、田辺昭夫です。議案第43号、条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

この条例は、岡山県の後期高齢者医療制度、これがスタートするに当たって、大変重要な根幹をなす内容であります。先ほどの質疑の中でも、私、指摘をいたしましたように、この条例を作成するに当たって十分な議論が関係者の中でされてこなかった、そういう中でさまざまな問題が出ていると、私は思います。

私は、この質疑の中で申し上げましたように、制度上さまざまな制約がある中で、岡山県広域連合が広域連合として、独自にどう高齢者の医療と健康を守っていくのか、こういうことが、今、本当に求められている。そのことが反映されるのが、私は条例だと。そして、保険料の中身や保険の、事業の中身だというふうに考えています。

今、提案されている条例は、国の制度をそのまま岡山県に適用しようとするものでありまして、まさに国そのものの内容というふうに言わなければなりません。幅広い関係者の意見を聞きながら広域連合を運営していくための運営協議会の設置の内容も盛り込まれていません。また、健診制度については、この保険料率というのが、結局、1割負担、3割負担ということ、そして、自治体の負担ということを見込んで、この条例、保険料が設定されているということを考えても、このまま容認することはできません。

よって、この議案第43号、反対をさせていただきます。

元厚生労働省の労健局長をされていまして大阪大学の大学院の堤修三教授がおられますけれども、この方が、この後期高齢者医療制度について、後期高齢者という医療費のかさむ年齢層の者を一まとめにして、効率的な診療報酬により、それらの者の総医療費を思い切って抑制することが新制度の隠された真のねらいだと警告し、言葉は悪いが、この制度はうば捨て山だと、このようにある雑誌で述べておられました。

人はだれでも年をとります。若いころ元気でも、高齢になればいろんな病気が出てくる。そういう高齢者を別建ての保険にして、保険料や医療内容に格差をつけるということは、何の道理もない、このように思います。

私は、高齢者に長生きしてよかったと、こういうふうに言ってもらえる、そういう社会をつくるために、今こそ広域連合が努力することが求められているということを最後に申し上げて、討論とさせていただきます。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

ほかに討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第43号を起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 勝行君）

起立多数です。よって、議案第 43 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7 議案第 44 号「監査委員の選任について」

○議長（中村 勝行君）

次に、日程第 7、議案第 44 号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本案は本日提出され、お手元に配付のとおりであります。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（井手 紘一郎君）〔登壇〕

ただいま上程になりました、議案第 44 号「監査委員の選任について」を御説明申し上げます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第 16 条第 1 項におきまして、2 人と定められており、同条第 2 項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ一人を、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任することとされております。

この規定に基づきまして、広域連合議員から道上正寿氏を選任いたしたく、提案をさせていただきます。

道上氏は、人格高潔で、広域連合の監査委員として適任と存じますので、選任の御同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 44 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 44 号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 44 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案のとおり同意することに決しました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 19 年 11 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会といたします。

本日は、大変御苦労さまでございました。

午後 2 時 58 分 閉会

平成19年11月岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
平成19年11月22日

議案質疑通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第42号	田辺昭夫	平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)について

議案番号	氏名	質疑内容
議案第43号	田辺昭夫	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 中 村 勝 行

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 石 垣 正 夫

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 立 岡 脩 二